

連載 亀ちゃんにも言わせてよ！

刑罰に何を期待しているのか

刑法・刑訴法改正要綱案

7月30日に法制審議会（法相の諮問機関）刑事法部会は刑法・刑事訴訟法改正要綱案をまとめました。この案の要点は、法定刑（刑罰法規に定められている刑）の見直し・新設の罪を設ける・時効期間の見直しです。

法定刑の見直しについては、たとえば、有期刑の上限を現行の15年から20年に引き上げたり（刑の加重がある場合は最長30年まで可 現行は20年まで）、殺人罪の法定刑を現行の死刑または無期もしくは3年以上（15年まで）の懲役から、死刑・無期はそのままとして、有期刑の部分を5年以上（20年まで）の懲役へと刑の下限を引き上げています。そのほかにも、強姦や強姦致死傷・傷害致死などでも法定刑の下限が引き上げられています。

また、新設する罪として「集団強姦罪（懲役4～20年）」・「集団強姦致死傷罪（懲役6～20年か無期）」があげられています。公訴時効については、死刑にあたる罪の場合、現行法の15年から25年へ、無期の懲役・禁錮にあたる罪の場合は10年から15年へ、さらに、15年以上の懲役・禁錮にあたる罪の場合を新設して10年としています。

これを受けて法務省は今秋予想される臨時国会に改正案を提出するようですが、この問題にどれだけの市民が関心を持っているのでしょうか。こんな大事なことが市民的議論のないまま決まってしまうのでしょうか。みんなで考えましょう。

厳罰化への流れからか

7月31日付朝日新聞2面の解説（19ページ参照）によると、有期刑の上限を引き上げることは、現行の15年と無期刑との隙間を埋めるよう求める実務家の声が多いことや刑法制定当時より大幅にのびた平均余命に対応させるべきだとす

る法務省の考えがあるようです。しかしながら、無期と有期の隙間を埋めるだけならば、無期の場合は10年経過すれば仮出獄を認めることができるのだから、できるだけ早期に仮出獄させればいいという考え方もできます。それでも、そのような運用ができないのは、それなりの理由があるからではないでしょうか。今回の要綱案作成にあたっては、そういったことも十分検討されたのでしょうか。そのうえで、有期刑の上限引き上げになったのでしょうか。また、法務省のいう平均余命との比較については、自由刑（自由を奪う刑）の本質的問題として、それこそ制定当時の「臣民」の自由と現行憲法下での市民の自由を比べて自由を奪うことの意味を考えるべきであり、単純に平均余命がのびたから刑も延ばすという発想は理解できません。

こうして考えてみると、今回まとめられた要綱案は少年法改正議論のときにもあった犯罪対策としての厳罰化（重刑罰化）の流れのなかで出てきたものなのでしょうか。刑の下限を引き上げることから厳罰化の流れを受けているものと思われませんが…。犯罪対策として刑を重くすることがどれほど効果があるのでしょうか。一般的な予防効果を期待しているのであれば、その科学的根拠は見あたりません。

こんな問題も考えよう

受刑者の社会復帰に向けての矯正教育のためにもっと時間をかけたいのでしょうか。もしそうであるならば、刑期の長短を問う以前に処遇内容（刑務所で受刑者が何をするのか・受刑者に何をさせるのか）を再検討するべきではないでしょうか。懲らしめとして働かせることになっている「懲役」という考え方そのものから考え直していくべきだと思います。

また、一方で実際上の問題もあります。このところ報道されることもあります、現在の刑務所

は過剰収容状態です。刑務所に入れることばかり考えていても、いずれ私たちの社会に戻ってくる受刑者です。彼らに十分な矯正教育を行おうとするならば、過剰収容に拍車をかけるような施策は理解できません。(もっとも、これについては、現在、法務省が進めている山口県に新設の刑務所で民間業者を刑務所運営に参加させる構想の延長線上で将来的な視点から見ていく必要もあります。これについては、別の号で言わせてください。)

公訴時効についても一言。公訴時効の考え方についてはその意味をどう理解するかで見解が分かれています。簡単にまとめると、時間の経過と共に社会の応報・必罰感情が鎮静するなど社会的影響が微弱化する。証人の記憶が曖昧になったり、証拠が散逸する。前者2つを合わせた考え方。以上が従来から言われていた考え方ですが、近時、次の考え方も出てきています。犯人が一定期間訴追されていないことで、犯人の社会的安定と捜査・裁判の負担軽減とが犯人必罰の要請に優越する。時の経過は量刑の一要素である。

これらのように諸説分かれています。みなさんは、難しい理屈で考える前に、まずは感覚的・直感的に考えてみてください。重大な犯罪を犯しても逃げ続ければ一定の期間後処罰されなくていいのか。しかし別の角度から見ると、その間、犯人はどういう気持ちで毎日過ごしているのだろうか。本当の自由はあるのだろうか。もし、その間に犯人と何らかの関係を持ち社会生活を営んでいる人がいたとしたら、その人はどうなるのだろうか。たとえば、曾我さんとジェンキンスさんとその子どもたちの問題を考えてみてください。ジェンキンスさんは何十年も前の罪(軍では重罪)を問われていますが、多くの人は何とか家族と一緒に暮らせないかと願っていると思います。かんたんには結論は出ない問題ですね。公訴時効の改正ひとつをみても、一人ひとりの世界観・人生観が問われる問題と言えるのではないのでしょうか。

慎重な議論をお願いします

刑のあり方そして犯罪者をどう処遇するかを考えることは、私たちの世界観・人生観が問われる

ことです。被害者やその遺族はもちろん、犯罪者やその家族・関係者についても思いを及ぼすことも必要です。そして、社会としてどう受け止めて何をすべきか考えなければなりません。とても重大なことです。なのに、前出の朝日新聞には「刑法定制から約100年で初めての法定刑の抜本の見直しにもかかわらず、審議は5回止まりで、厳罰化を論じる上で避けられない死刑・無期刑のあり方はそもそも諮問の対象外だった」とありました。少年法改正の時も酷かったけれども今回もこのまま法改正されてしまうのでしょうか。国会では、是非、慎重な議論をしていただきたいものです。そして、市民レベルでも活発な議論があることを望みます。

[余談ですが、かつて法制審議会で何度も審議を重ねて(かなり時間をかけていた記憶がありますが、専門外なので正確にどれくらいだったかは?。ごめんなさい。)結論に至った「選択夫婦別姓を導入」というものがありました。いまだに立法化されていません。これも基本的人権に関わる重要な問題なのですが、なぜ立法されないのでしょうか。]

亀山憲一 [会員・フリーで活動中の法学的研究者
(犯罪学・刑事法)]